

滝川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針／新旧対照表

【新】	【旧】	【変更理由】
滝川都市計画（滝川市・新十津川町）（非線引き都市計画区域） 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 Ⅰ. 都市計画の目標 1. 基本的事項 （略） 2. 都市づくりの基本理念 （略） Ⅱ. 区域区分の決定の有無 1. 区域区分の有無 （略） Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針 1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 （1）主要用途の配置の方針 （略） ① 住宅地 ・本区域の住宅地は、高度利用住宅地、一般住宅地及び専用住宅地で構成する。 ・滝川市街地の中心商業業務地には、高度利用住宅地を配置し、商業業務のほか、行政、金融、医療・福祉など多様な都市機能の集積による高い利便性を享受し、安全で安心な住環境が備わった、まちなか居住を推進する。 ・滝川市街地の中心商業業務地の周囲や都市幹線街路である３・３・３号東三号通（国道12号滝川バイパス）、３・３・５号東大通（国道38号）、３・４・６号西大通（国道451号）、３・４・15号西二号通及び３・４・13号三丁目通で形成される都市環状軸の沿道及び沿道の内側には一般住宅地を配置し、生活利便施設等の立地と公共交通機関でのアクセスの確保による利便性の向上、良好な住環境の保全を図ることにより、滝川市街地における徒歩を中心とした日常生活圏の形成、維持を図る。 ・滝川市街地の縁辺部には専用住宅地を配置し、利便性の確保と周辺の田園環境との調和が図られた良好な住環境の形成を図る。 ・江部乙地区については、地域商業業務地の周囲や３・３・２号大通（国道12号）の沿道に一般住宅地を、市街地東側に専用住宅地をそれぞれ配置し、<u>コミュニティや交流活動の拠点の維持・充実に向けた土地活用を図るとともに、</u>周辺の自然環境、田園環境との調和が図られた住環境を形成する。 ・東滝川地区については、一般住宅地を配置し、生活利便施設の立地を一定程度許容するなどのコミュニティや交流活動を支える機能の充実に向けた土地活用を図るとともに、市街地外縁部の一部には計画的に整備された専用住宅地を配置し、安心とゆとりのある住環境の形成を図る。 ・新十津川市街地の地域商業業務地の周囲や３・３・101号札沼通（国道275号）沿道には一般住宅地を配置し、沿道環境と背後地の住環境の調和を図るとともに、市	滝川都市計画（滝川市・新十津川町）（非線引き都市計画区域） 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 Ⅰ. 都市計画の目標 1. 基本的事項 （略） 2. 都市づくりの基本理念 （略） Ⅱ. 区域区分の決定の有無 1. 区域区分の有無 （略） Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針 1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 （1）主要用途の配置の方針 （略） ① 住宅地 ・本区域の住宅地は、高度利用住宅地、一般住宅地及び専用住宅地で構成する。 ・滝川市街地の中心商業業務地には、高度利用住宅地を配置し、商業業務のほか、行政、金融、医療・福祉など多様な都市機能の集積による高い利便性を享受し、安全で安心な住環境が備わった、まちなか居住を推進する。 ・滝川市街地の中心商業業務地の周囲や都市幹線街路である３・３・３号東三号通（国道12号滝川バイパス）、３・３・５号東大通（国道38号）、３・４・６号西大通（国道451号）、３・４・15号西二号通及び３・４・13号三丁目通で形成される都市環状軸の沿道及び沿道の内側には一般住宅地を配置し、生活利便施設等の立地と公共交通機関でのアクセスの確保による利便性の向上、良好な住環境の保全を図ることにより、滝川市街地における徒歩を中心とした日常生活圏の形成、維持を図る。 ・滝川市街地の縁辺部には専用住宅地を配置し、利便性の確保と周辺の田園環境との調和が図られた良好な住環境の形成を図る。 ・江部乙地区については、地域商業業務地の周囲や３・３・２号大通（国道12号）の沿道に一般住宅地を、市街地東側に専用住宅地をそれぞれ配置し、日常生活圏の維持や周辺の自然環境、田園環境との調和が図られた住環境を形成する。 ・東滝川地区については、ＪＲ東滝川駅の周囲に一般住宅地を配置し、生活利便施設の立地を一定程度許容するとともに、市街地外縁部に計画的に整備された専用住宅地を配置し、安心とゆとりのある住環境の形成を図る。 ・新十津川市街地の地域商業業務地の周囲や３・３・101号札沼通（国道275号）沿道には一般住宅地を配置し、沿道環境と背後地の住環境の調和を図るとともに、市	※1. 滝川市立地適正化計画（R5.3策定）及び滝川市都市計画マスタープラン（R6.3改定）にて新たにコミュニティ拠点を位置付けたことによる修正 ※1

街地の外縁部には土地区画整理事業等により計画的に整備された専用住宅地を配置し、周囲の自然環境、田園環境と調和した、低層住宅主体のゆとりある住環境の形成を図る。 ・新十津川市街地のＪＲ新十津川駅の周囲には、一般住宅地を配置し、生活利便施設の立地を許容しつつ、周辺の住宅地との調和を図り良好な住環境を形成する。 ②～③（略） ④ 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針 ・中心商業業務地の縁辺部については、都市機能の集積と複合化を図るため、用途の純化など土地利用の見直しを進める。 ・滝川工業団地の北側については、住宅地としての土地利用が進んでいることから、住環境の保全と合理的な操業環境の確保を図るため、住宅地への土地利用の見直しを進める。 ・中心商業業務地から３・３・３号東三号通（国道 12 号滝川バイパス）との交差点にかけての３・３・５号東大通（国道 38 号）沿道の土地利用については、沿道商業業務地における商業業務機能の集積と背後地の一般住宅地の住環境の保全に配慮し、それぞれの土地利用の範囲について見直しを進める。 ・滝川市街地の縁辺部の専用住宅地においては、既存の住宅地の密度等を踏まえ、ゆとりある住環境の保全を図るため、必要に応じて低層住宅を主体とした専用住宅地に土地利用の純化を図る。 ・ＪＲ新十津川駅周辺は、ＪＲ札沼線の廃線による流通機能の移転を含め土地利用の動向を見極めながら、住宅地等への転換など土地利用の見直しを進める。 ・滝川市内の学校跡地については、周辺のコミュニティ機能を考慮しながら、<u>良好な住環境を保全するため、適切な土地利用を検討する。</u> （２）市街地の土地利用の方針 ① 土地の高度利用に関する方針 ・滝川市の中心商業業務地については、<u>社会経済状況の変化や今後の土地利用の動向を考慮しながら、高度利用地区の見直しを検討する。</u> ② 居住環境の改善又は維持に関する方針 ・滝川市街地の中島地区を含む周辺の専用住宅地については、地区計画を定め、閑静でゆとりのある住宅地としての住環境及び景観を保全する。 ・新十津川市街地の専用住宅地については、土地区画整理事業等により形成された良好な住環境の保全を図る。 （３）その他の土地利用の方針 ① 優良な農地との健全な調和に関する方針 （略） ② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針 ・溢水、湛水、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。また、気候変動により増大する水災害リスクに対して、まちづくりにおける防災への配慮について検討する。 ・既成市街地において災害発生の可能性のある地域については、地域防災計画に基づ	街地の外縁部には土地区画整理事業等により計画的に整備された専用住宅地を配置し、周囲の自然環境、田園環境と調和した、低層住宅主体のゆとりある住環境の形成を図る。 ・新十津川市街地のＪＲ新十津川駅の周囲には、一般住宅地を配置し、生活利便施設の立地を許容しつつ、周辺の住宅地との調和を図り良好な住環境を形成する。 ②～③（略） ④ 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針 ・中心商業業務地の縁辺部については、都市機能の集積と複合化を図るため、用途の純化など土地利用の見直しを進める。 ・滝川工業団地の北側については、住宅地としての土地利用が進んでいることから、住環境の保全と合理的な操業環境の確保を図るため、住宅地への土地利用の見直しを進める。 ・中心商業業務地から３・３・３号東三号通（国道 12 号滝川バイパス）との交差点にかけての３・３・５号東大通（国道 38 号）沿道の土地利用については、沿道商業業務地における商業業務機能の集積と背後地の一般住宅地の住環境の保全に配慮し、それぞれの土地利用の範囲について見直しを進める。 ・滝川市街地の縁辺部の専用住宅地においては、既存の住宅地の密度等を踏まえ、ゆとりある住環境の保全を図るため、必要に応じて低層住宅を主体とした専用住宅地に土地利用の純化を図る。 ・ＪＲ新十津川駅周辺は、ＪＲ札沼線の廃線による流通機能の移転を含め土地利用の動向を見極めながら、住宅地等への転換など土地利用の見直しを進める。 （２）市街地の土地利用の方針 ① 居住環境の改善又は維持に関する方針 ・滝川市街地の中島地区を含む周辺の専用住宅地については、地区計画を定め、閑静でゆとりのある住宅地としての住環境及び景観を保全する。 ・新十津川市街地の専用住宅地については、土地区画整理事業等により形成された良好な住環境の保全を図る。 （３）その他の土地利用の方針 ① 優良な農地との健全な調和に関する方針 （略） ② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針 ・溢水、湛水、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。 ・既成市街地において災害発生の可能性のある地域については、地域防災計画に基づ	※2. 滝川市都市計画マスタープラン（R6.3 改定）において、学校跡地の土地利用の方針を位置づけたことによる追記 ※3. 滝川市都市計画マスタープラン（R6.3 改定）において、JR 滝川駅周辺の土地利用の方針を見直したことによる追記 ※4. 「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について（答申）」（R2 発出）及び「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」（R3 公布）による修正
---	---	---

き、災害の防止に努める。 ③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針 ・豊かな自然環境を有する山林原野、樹林地、丘陵地、河川敷地等については、今後とも良好な自然環境の保全に努める。 ④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針 ・用途白地地域については、営農環境や田園景観の保全、無秩序な市街化の抑制を図るため、特定用途制限地域を定め、田園地域や幹線道路沿道など、地域ごとの特性に応じた土地利用の整序を図る。特に、３・３・３号東三号通（国道 12 号滝川バイパス）沿道の用途白地地域については、優良な農地があることから、特定用途制限地域等を定め、無秩序な土地利用による営農環境等の悪化を防ぐ。 ・滝川中央工業団地及び中空知流通関連団地については、流通業務施設を中心とした工業系土地利用の集積が進んでいることから、今後の工業・流通業務施設の立地動向等を踏まえ、必要が認められる場合には、農林業との調整を十分に図った上で、これらの団地を拡大し、工業系用途地域等を定めることにより、計画的な工業・流通業務地の整備を進める。 ・現況が優良な農地である滝川市江部乙地区及び北滝の川地区については、農業との調整を図りながら、用途地域の縮小を検討する。 ・現況が優良な農地である新十津川市街地の中央地区西側及び橋本地区西側については、今後の土地需要等の動向を踏まえ、農業振興地域農用地区域への編入に合わせた用途地域の縮小を検討する。 2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 （１）交通施設 ① 基本方針 a 交通体系の整備の方針 （略） b 整備水準の目標 ・交通体系については、広域的かつ長期的視点に立って整備を図っていくこととし、当面次のような整備水準を目標とする。 ・街路網については、広域交通に対応する骨格街路網の整備を促進するとともに、都市内の幹線街路網は各道路機能に応じて段階的な整備を進め、将来の幹線街路網密度がおおむね3.41km/k㎡となるように都市計画道路の整備を図る。 <table><tr><td></td><td>平成 27 年(2015 年) (基準年)</td><td>令和 12 年(2030 年) (目標年)</td></tr><tr><td>幹線街路網密度</td><td>2.61 km/k㎡</td><td>2.84 km/k㎡</td></tr></table> ② 主要な施設の配置の方針 （略） ③ 主要な施設の整備目標 おおむね 10 年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。 ・３・３・２号大通（国道 12 号）		平成 27 年(2015 年) (基準年)	令和 12 年(2030 年) (目標年)	幹線街路網密度	2.61 km/k㎡	2.84 km/k㎡	き、災害の防止に努める。 ③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針 ・豊かな自然環境を有する山林原野、樹林地、丘陵地、河川敷地等については、今後とも良好な自然環境の保全に努める。 ④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針 ・用途白地地域については、営農環境や田園景観の保全、無秩序な市街化の抑制を図るため、特定用途制限地域を定め、田園地域や幹線道路沿道など、地域ごとの特性に応じた土地利用の整序を図る。特に、３・３・３号東三号通（国道 12 号滝川バイパス）沿道の用途白地地域については、優良な農地があることから、特定用途制限地域等を定め、無秩序な土地利用による営農環境等の悪化を防ぐ。 ・滝川中央工業団地及び中空知流通関連団地については、流通業務施設を中心とした工業系土地利用の集積が進んでいることから、今後の工業・流通業務施設の立地動向等を踏まえ、必要が認められる場合には、農林業との調整を十分に図った上で、これらの団地を拡大し、工業系用途地域等を定めることにより、計画的な工業・流通業務地の整備を進める。 ・現況が優良な農地である新十津川市街地の中央地区西側及び橋本地区西側については、今後の土地需要等の動向を踏まえ、農業振興地域農用地区域への編入に合わせた用途地域の縮小を検討する。 2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 （１）交通施設 ① 基本方針 a 交通体系の整備の方針 （略） b 整備水準の目標 ・交通体系については、広域的かつ長期的視点に立って整備を図っていくこととし、当面次のような整備水準を目標とする。 ・街路網については、広域交通に対応する骨格街路網の整備を促進するとともに、都市内の幹線街路網は各道路機能に応じて段階的な整備を進め、将来の幹線街路網密度がおおむね3.41km/k㎡となるように都市計画道路の整備を図る。 <table><tr><td></td><td>平成 27 年(2015 年) (基準年)</td><td>令和 12 年(2030 年) (目標年)</td></tr><tr><td>幹線街路網密度</td><td>2.61 km/k㎡</td><td>3.02 km/k㎡</td></tr></table> ② 主要な施設の配置の方針 （略） ③ 主要な施設の整備目標 おおむね 10 年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。 ・３・３・２号大通（国道 12 号）		平成 27 年(2015 年) (基準年)	令和 12 年(2030 年) (目標年)	幹線街路網密度	2.61 km/k㎡	3.02 km/k㎡	※5. 都市計画運用指針（R6. 11 改正）による修正 ※6. 道営土地改良事業の見通しが立ち、滝川市都市計画マスタープラン（R6. 3 改定）において、土地利用の方針を示したことによる追記 ※7. 対象路線の整備が完了し滝川市都市計画マスタープラン（R6. 3 改定）において、補助幹線街路の見直しを検討する方向性を示したことによる修正
	平成 27 年(2015 年) (基準年)	令和 12 年(2030 年) (目標年)												
幹線街路網密度	2.61 km/k㎡	2.84 km/k㎡												
	平成 27 年(2015 年) (基準年)	令和 12 年(2030 年) (目標年)												
幹線街路網密度	2.61 km/k㎡	3.02 km/k㎡												

・ 3・4・29 号十二丁目通（一般道道江部乙赤平線） ・ 3・4・13 号三丁目通（市道西 3 丁目通り線） 上記路線の整備を促進する。 （2）～（3）（略） 3. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針 （1）基本方針 本区域では、骨格となる河川軸を形成している石狩川、空知川及び徳富川が市街地を流れ、肥沃な大地として豊かな緑の生育環境を形成している。 また、石狩川及び空知川の河岸段丘が市街地に多彩な樹林地を残し、良好な河川空間を形成するとともに、北東部の丘陵山地である丸加高原を源流とし、南西部に流れる中小河川が豊かな自然的環境を残しながら、市街地を貫流し石狩川へ注ぎ込んでいる。 この緑地の形態に即応して、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成及び各系統における機能が総合的に発揮され、かつ、緑のネットワークを形成するように公園緑地等を適正に配置し、整備保全に努める。 また、都市公園においては長寿命化対策を行い、適正な維持管理を進める。 （2）～（3）（略）	・ 3・4・29 号十二丁目通（一般道道江部乙赤平線） ・ 3・4・12 号二丁目通（市道東 2 丁目通り線） ・ 3・4・15 号西二号通（市道西第 1 授業場通り線） ・ 3・4・20 号西泉通（市道西裡仲通り線） ・ 3・4・13 号三丁目通（市道西 3 丁目通り線） 上記路線の整備を促進する。 （2）～（3）（略） 3. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針 （1）基本方針 本区域では、骨格となる河川軸を形成している石狩川、空知川及び徳富川が市街地を流れ、肥沃な大地として豊かな緑の生育環境を形成している。 また、石狩川及び空知川の河岸段丘が市街地に多彩な樹林地を残し、良好な河川空間を形成するとともに、北東部の丘陵山地である丸加高原を源流とし、南西部に流れる中小河川が豊かな自然環境を残しながら、市街地を貫流し石狩川へ注ぎ込んでいる。 この緑地の形態に即応して、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成及び各系統における機能が総合的に発揮され、かつ、緑のネットワークを形成するように公園緑地等を適正に配置し、整備保全に努める。 また、都市公園においては長寿命化対策を行い、適正な維持管理を進める。 （2）～（3）（略）	※7 ※5
---	---	-----------------------------